

「定額減税補足給付金(不足額給付)」を支給します

問合せ 税務町民課 ☎(81) 1113

令和5年の所得などから推計した所得税額をもとに支給した定額減税補足給付金(当初調整給付金)について、令和6年分の所得税額などの確定により不足額が生じた方や、税制度上の理由から本人および扶養親族などとして定額減税の対象外で、低所得世帯向け給付金の対象にもならなかった方に対し、追加の給付を行います。

支給対象者など

- ・令和7年度住民税が中井町から課税される方
- ・次の給付区分①、②のどちらかの要件に該当する方
- ※令和6年度住民税および令和6年分所得税において合計所得金額が1805万円を超える場合は対象外です。

不足額給付①

対象者…所得税額の確定などにより、再算定した給付金額が当初調整給付額よりも大きい方(当初調整給付分の算定額が0円の場合を含む)。
給付金額…令和6年度住民税と令和6年分所得税の控除不足額(定額減税しきれなかった額)の合計額(1万円単位に切り上げ)から当初調整給付額を差し引いた額

不足額給付②

対象者…次の要件をすべて満たす方

- ・定額減税前の令和6年度住民所得割、令和6年分所得税額が0円
- ・事業専従者または合計所得金額が48万円超の方(税制度上、扶養親族などになれない方。単に扶養親族などとして申告がない場合は対象外。)
- ・令和5年度および令和6年度に実施した住民税非課税または均等割のみ課税世帯向け給付金(3万円給付は除く。)の対象世帯の世帯主・世帯員に該当しない。

給付金額…原則4万円

※令和6年1月1日現在で国外居住者だった場合や、住民税または所得税で定額減税や当初調整給付を受けている場合(扶養親族などとして受ける場合を含む。)は、住民税分(1万円)や所得税分(3万円)を差し引くことがあります。

受給の手続き

○当初調整給付を受給した方

必要な手続きはありません。支給口座(前回と同じ口座)や金額などを記載した「支給のお知らせ」を送付しますので、内容を「ご確認ください」。

※口座の変更などを希望される場合は連絡が必要です。

○今回新たに支給対象となる方

対象者には、振込口座を記載した「支給確認書」を送付します。

○「支給確認書」が届いたら…

▼振込口座と金額を確認し、必要事項を記入のうえ本人確認書類の写しを添えて返送してください。

○「支給確認書」に口座の記載がない、または別の口座で受け取りたい場合には…

▼支給確認書に振込口座などの必要事項を記入し、本人確認書類および通帳などの写しを添えて返送してください。

※年の途中に税額変更があった方や事業専従者などで、不足額給付の対象になると思われるにも関わらず、支給確認書などが8月中旬に届かない場合は、役場税務町民課へお問い合わせください。

※給付金額に対するお問い合わせは、個人情報保護の観点から電話でお答えすることが難しい場合があります。金額など算定の過程も複雑になるため、詳細について確認したい場合は、お手数ですが本人確認書類をお持ちのうえ、税務町民課窓口までお越しください。

申請期間

10月31日(金)まで(必着)

支給日

▼「支給のお知らせ」が届いた方

8月29日(金)

▼「支給確認書」が届いた方

支給確認書の記載内容や添付書類に不備がない場合、書類を受理した日から、おおむね1か月以内に指定口座にお振込みします。